

しょうがいしゃしえんしせつ とよはまとよはまがくえん じゅうようじこうせつめいしょ
「障害者支援施設 余市豊浜学園」重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょ どうじぎょうしょ りょうけいやく ていけつ きぼう かた たい しゃかい
本重要事項説明書は、当事業所とサービスの利用契約の締結を希望される方に対して、社会
ふくしほうだい じょう もと どうじぎょうしょ がいよう ていきょう さーびすないよう けいやくじょう ちゅうい
福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意ください
せつめい
たいことを説明するものです。

とうじぎょうしょ りょうしゃ たい せいかつかいご なら しせつにゅうしよしえん ていきょう
※ 当事業所では、利用者に対して「生活介護」並びに「施設入所支援」を提供します。
とう りょう げんそく かいごきゅうふ しきゅうけつてい う かた たいしゅう
当サービスの利用は、原則として介護給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. サービス提供事業者	2
2. 利用事業所	2
3. 施設の概要	3
4. 従業者の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. 利用者の記録や情報の管理・開示について	10
7. 権利擁護及び虐待防止の対策	10
8. 苦情の受付について	11
9. 緊急時及び事故発生の対応と再発防止策	12
10. 非常災害時の対策	12

しゃかいふくしほうじん おたるよつ ばがくえん
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

よいちとよはまがくえん
余市豊浜学園

とうじぎょうしょ しょうがいしゃしえんしせつ してい う
当事業所は障害者支援施設の指定を受けています

じぎょうしゃばんごう ごう
(事業者番号 0112500426 号)

1. サービスを提供する事業者

めいしやう 名称	しゃかいふくしほうじん おたるよつ ばがくえん 社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
しよざいち 所在地	ほっかいどうおたるしさくら ちょうめ ばん ごう 北海道小樽市桜 3 丁目 10 番 1 号
でんわばんごう 電話番号	0134-54-7404 FAX 0134-54-7428
だいひやうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう かせの きいちろう 理事長 紘野 喜一郎
せつりつねんげつ 設立年月	しやうわ ねん がつ にち 昭和39年3月26日

2. ご利用事業所

じぎやうしよ しゆるい 事業所の種類	しやうがいしやしえんしせつ せいかつかい ご しせつにゆうしよし えん 障害者支援施設 (生活介護、施設 入所支援)
しゅ たいしやうしや 主たる対象者	ちてきしやうがいしや 知的 障害者
しせつ めいしやう 施設の名称	しやうがいしやし えん しせつ よいちとよはまがくえん 障害者支援施設 余市豊浜学園
しせつ しよざいち 施設の所在地	ほっかいどうよいちぐんよいちちやうとよはまちやう ばんち 北海道余市郡余市町豊浜町293番地
でんわばんごう 電話番号	0135-22-2183 FAX 0135-23-4710
しせつちやう かんりしや 施設長 (管理者)	しせつちやう あずま あき ひろ 施設長 東 明 弘
しせつ もくてきおよ 施設の目的及び うんえいほうしん 運営方針について	① りやうしや こ こ のうりよく おう てきせつ えんじよ 利用者個々のニーズ・能力に応じた適切な援助をおこないます。 ② りやうしや せいかつ ば けんぜん あたた かんきやうせいび つと 利用者の生活の場として健全かつ 温かい環境整備に努めます。 ③ だいにんにん かてい およ かんけいきかん みっせつ れんけい はか 代理人や家庭、及び関係機関との密接な連携を図ります ④ しせつちやう ちゆうしん しよくいん そうごきやうりよく えんかつ うんえい つと 施設長を中心とした職員の相互協力により円滑な運営に努めます。 ⑤ ちいき たいおう しせつ およ そうごきやうりよく はか 地域のニーズに対応した施設づくり及び相互協力を図ります。
かいせつねんげつ 開設年月	しやうわ ねん がつ にち 昭和62年 4月1日
てい いん 定員	めい せいかつかいご しせつにゆうしよしえん 30名 (生活介護、施設入所支援)

3. 施設の概要

(1) 主な設備の概要

しゅ ぶ じ ゑい 種 別	しつ すう 室 数	てい いん 定 員	めん せき 面 積	び こう 備 考
きょ しつ 居 室	22室	1～2名	10.3～19.6 m ²	一人14室 二人8室
しょく どう 食 堂	1室		59.5 m ²	
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	3室		91.1 m ²	
ディルーム	1室		40.8 m ²	
シャワー室	1室		5.58 m ²	だつしつ 脱衣室1.62 m ²
せんめんじょ 洗面所・トイレ	3室		43.9 m ²	
よく しつ 浴 室	1室		22.5 m ²	だつしつ 脱衣室6.8 m ²
いむしつ 医務室	1室		13.4 m ²	
そうだんしつ 相談室	1室		15.0 m ²	
せいようしつ 静養室	1室		8.7 m ²	

※ これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」ならびに「施設入所支援」の

サービス提供において設置が義務付けられている施設・設備です。

(2) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(3) 施設・設備利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点に注意してください。

- ① 施設内に危険物や動物など、原則として持ち込むことができません。

- ② 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。また、大切に扱うように努めてください。故意に、又はわずかな注意を払うことにより避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合、利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して「生活介護」ならびに「施設入所支援」を行うため、以下の職種を配置しています。 ※ 職員の配置および人員については、指定基準を遵守しています。

しよく しゅ 職 種	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		いんずう 員数	じょうきんかんさん 常勤換算
	せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務		
しせつちよう 施設長	1				1	1
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	1				1	1
ほけんふまた かんごし 保健婦又は看護師	1				1	1
せいかつしえんいん 生活支援員	16		3		19	17.4
いし しよくたく 医師（嘱託）			1			

おも しよくしゅ きんむたいせい 〈主な職種の勤務体制〉

しよく しゅ 職 種	きん む たい せい 勤 務 体 制
し せつ ちよう 施 設 長	せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
せいかつしえんいん 生活支援員	はやばん 早番（7：00～16：00）・（7：30～17：30） につきん 日勤（8：30～17：30） おそばん 遅番（12：00～21：00）・（10：30～20：30） やきん 夜勤（16：00～10：00）
いし 医師	ねんかん かい しんさつび 年間 4 回が診察日となります。
かんごし 看護師	せいき きんむじかんたい じょうきん きんむ 正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務 やかん きゅうかひ きんきゅうたいおう 夜間、休曜日においても緊急対応します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護給付費等から給付されるサービス

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づき利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、適切な技術を持って、利用者の心身の状況に応じて日常生活の充実の介護等を提供します。

しゅるい 種 類	ない 内 容
にちじょうせいかつ 日常生活への しえん 支援	きしょう ちゃくだつい せんめん はいせつ しょくじ にゅうよく せいそう しゅうしやう すいみん いどう かいじょ ・起床、着脱衣、洗面、排泄、食事、入浴、清掃、就床、睡眠、移動などの介助、 しえんおよ みまも りようしゃ しんしん じょうきよう おう じりつしえん にちじょうせいかつ 支援及び見守りなど、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の じゅうじつ かいごなど ていきよう 充実のための介護等を提供します。 こべつ えんじょけいかく もと かくしゅかつどう さんか よか りよう か もの がいしゅつ きんせん ・個別の援助計画に基づき、各種活動への参加、余暇の利用、買い物、外出、金銭 かんり ぼうさいかんけい りかいなどしゃかいしげん かつよう しえんなど 管理、防災関係の理解等社会資源の活用などへの支援等
はい せつ 排 泄	りようしゃ じょうきよう おう てきせつ はいせつえんじょ おこな はいせつ じりつ む ひつよう ・利用者の状況に応じた適切な排泄援助を行い、排泄の自立に向けた必要な えんじょ しえん おこな 援助やな支援を行います。
にゅう よく 入 浴	ねんかん つう しゅう かい にゅうよく おこな ・年間を通じて、週3回の入浴を行います。
せいよう ちゃくだつい 整容・着脱衣 はみが せんめん (歯磨き・洗面 そ ふく ひげ剃り含む)	せいかつ ととの こせい はいりょ ひつよう しえん てきせつ おこな ・生活のリズムを整え個性に配慮し、必要な支援を適切に行います。 まいしゅう かい るい つき1かい こうかん おこな よご おう ・シーツは毎週1回、カバー類は月1回の交換を行います。汚れに応じて つどころかん てその都度交換いたします。
しょく じ 食 事	えいよう りようしゃ しんたいじょうきよう はいりょ きぼう しこう と い ていきよう 栄養と利用者の身体状況に配慮し、希望や嗜好を取り入れ提供します。 しょくじかん <食事時間> ちょうしょく 朝 食 (07:45～08:30) ちゅうしょく 昼 食 (11:45～12:30) ゆう しょく 夕 食 (17:15～18:00)

II

しゅ るい 種 類	ない 内 容
にっちゅうかつどうしえん 日 中活動支援	にちじょうせいかつ てきせつ しゅうかん かくりつ しやかいせいかつ てきおうせい ・ 日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 にっちゅうかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう ・ 日中活動として、生産活動の機会を提供します。 しえんかつどうじかん へいじつ ※ 支援活動時間は、平日 9:00～11:30 13:00～16:00となります。
けんこうかんり 健康管理	しよくたくい し ていきてきしんさつ び もう けんこうかんり つと ・ 嘱託医師により、定期的診察日を設けて健康管理に努めます。 ねん かいけんこうしんだん じっし ・ 年2回健康診断を実施しています。 じょうじ かんごし しんさつ えきびょうよぼう けんこうかんり つと ・ 常時は、看護師により、診察、疫病予防、健康管理に努めます。 きんきゅうじ ひつようり しゅじい きょうりよくいりようきかんなど せきにん も ひ つ ・ 緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 りようしゃ がいぶ いりようきかん つういん ばあい つ そ など はいりよ ・ 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります) としせつ しよくたくい し <当施設の嘱託医師> し めい はやし なおひで しんりょうか ないか せいしんか しんさつ び げつ きん 氏 名 林 尚秀 ・診療科 内科・精神科 ・診察日 月～金
ふくやくかんり 服薬管理	くすり いむしつ かんりほかん ・ 薬は医務室で管理保管しています。 くすり こじんめい いんじ ほんにん かくにん はいりよ ・ 薬には個人名を印字し本人と確認できるように配慮されています。
つういん ちりょう 通院・治療	りようしゃ せんもんい し など しんだん ちりょう よう ばあい きょうりよくいりよう ・ 利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、協力医療機関に診断や入院治療の協力をお願いいたしております。 きかん しんだん にゅういんちりょう きょうりよく ねが ただ いりようきかん ゆうせんてき しんりょう にゅういんちりょう ほしょう 但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。
にゅういんちゅう 入院中の サービス提供	つ そ ひつよう ばあい せんもん じぎょうしょ つ そ にん ・ 付き添いが必要な場合は、専門の事業所から付き添い人の いらいとう てつづ た だいこう つ そ りょう 依頼等の手続きを代行いたします。<付き添い料がかかります>

III. 協力医療機関

いりようきかんめい 医療機関名	しよ ざい ち 所 在 地	しん りょう か 診 療 科
はやしびょういん 林 病 院	よいちちょうやまだちよう ばんち 余市町山田町50番地	せいしんか ないか 精神科・内科
たなか ないかい いん 田中内科医院	よいちちょうはまなかちよう 余市町浜中町205-3	ないか じんこうとうせき 内科・人工透析
し か とみさわ歯科	よいちちょうとみさわちよう ちようめ 余市町富沢町9丁目19-2	し か 歯科

た
(2) その他サービス

しゅ るい 種 類	ない 内 容
しゃかいせいかつじょう べんぎ 社会生活上の便宜	しせつ せいかつ みの れくりえーしょんぎょうじ - 施設での生活を実りあるものとするため、レクリエーション行事を企画します。 - がいしゅつぎょうじおよ たんじょうかいなどねんかんぎょうじけいかく おこな - 外出行事及び誕生会等年間行事計画のとおり行います - ぎょうせい きかん たい てつづ ひつよう ばあい しせつ だいこう りようしゃおよ - 行政機関に対する手続きが必要な場合には、施設が代行し、利用者及び家族に報告いたします。
にちじょうせいかつじょう 日常生活上 ひつよう しょうひよう 必要となる諸費用	にちじょうせいかつひん こうにゅうだいきんなどりようしゃ ふたん てきとう - 日常生活品の購入代金等利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 - にちようひん ひ ほけんえいせいひ きょうよう ごらく ひ ○日用品費 ○保健衛生費 ○教養娯楽費
あずか きんかんり 預り金管理	きんせんかんりーびすを りよう - 金銭管理サービスをご利用いただけます。 - かんり きんせん けいたい しせつ してい きんゆうきかん あず い つうちよう - 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている通帳。 - あず じょうきよちよきんつうちよう きんゆうきかんとどけでいんかん ねんきんしょうしよ - お預かりするもの：上記預貯金通帳、金融機関届出印鑑、年金証書。 - ほかんかんりしや しせつちよう - 保管管理者：施設長 - すいとうせきにんしや じむいん - 出納責任者：事務員 - かんりほうほう - 管理方法 - しゃかいふくしほうじん おたる よつ ばがくえん しせつりようしゃあず きんかんりきてい ※ 社会福祉法人 小樽四ツ葉学園 施設利用者預かり金管理規定にお - と あつか - いて取り扱うものとします。
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	とうしせつ りようしゃおよ かぞく そうだん せい い も 当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持つ おう かのう かぎ ひつよう えんじょ おこな つと りようしゃ て応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。(利用者ニーズの せんたく そうだん しゅうろうそうだん ちいきせいかつこう そうだん ふくし せいかつ かん じょうほう 選択・相談・就労相談・地域生活移行の相談・福祉や生活に関する情報 ていきょうほか 提供他) そうだんまどぐち 〈相談窓口〉・・・サービス管理責任者・施設長・生活支援員

りようりょうきん
(3) サービス利用料金

か き りょうきんひょう りようりょうきん かいごきゅうふひなど きゅうふがく ぜんたいがく わり のぞ
下記の料 金 表 によって、サービス利用料 金 から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除
きんがく ぜんたいがく わり りようしゃふたん しよくひ こうねつすいひ ごうけいきんがく りようしゃ しはら
いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいた
べつと ふたんけいげん そ ち
だきます。（別途、負担軽減措置があります。）

きほんてき りょうきん にち
基本的なサービス料金(1日あたり)

りようしゃ しょうがいしえんくぶん 利用者の障害支援区分	くぶん 区分4	くぶん 区分5	くぶん 区分6
1. サービス利用料金 (生活介護)	5,990 円	8,510 円	11,390 円
2. サービス利用料金 (施設入所支援)	2,810 円	3,550 円	4,260 円
3. 食 費 (朝・昼・晩の食事)	1,425 円		
4. 光熱水費 (居住にかかるもの)	334 円		
5. 自己負担額	2,685 円	3,011 円	3,370 円

※ りようしゃ たんきにゆういんまた がいはく ばあい しはら にち りようりょうきん
利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金
かげつ か げんど か き
(1ヶ月に8日が限度となります)は、下記のとおりです。

1. サービス利用料金 (単位) / 日	3,200 円
2. うち、介護給付費等から給付される金額	2,880 円
3. 自己負担額 (1－2)	320 円

※1. ふたん きんがく しちょうそん はっこう しょうがいふくし じゆきゅうしゃしやう きさい
ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載され

きんがく はんいなく がく およ しよくひ こうねつすいひ
た金額の範囲内の額、及び食費・光熱水費といたします。

※2. しよくじ ふよう ばあい かまえ もう で しよく しよくじ ふよう にっすうぶん
食事が不要な場合は、10日前までにお申し出ください。3食とも食事が不要となった日数分の
じ こ ふたんがく
自己負担額はいただきません。

※3. こうねつすいひ ぜんねんど へいきん さんしゆつ ねんど へんこう ばあい
光熱水費については前年度の平均から算出していますので、年度により変更する場合があります。

※4. きゅうふひ きゅうふがく へんこう ばあい へんこう がく あ りよう ふたんがく へんこう
給付費の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用の負担額を変更し
ます。

(4) その他 ^{た い か}以下についても、^{りょうきん}料 金（^{じつぴとう}実費等）をいただきます。

こ う 項 目	
1. 日常生活用品（ ^{にちじょうせいかつようひん} ちりかみ・ ^{はぶらしなど} 歯ブラシ等の日用品及び入浴用品など）	じつ び 実 費
2. おやつ（ ^{こじんてき しこう} 個人的な嗜好によるもの）	じつ び 実 費
3. 金銭等管理サービス	日 額 50円 ^{えん}
4. 教養娯楽等	じつ び 実 費
5. 理容・美容等	じつ び 実 費
6. 外注クリーニング（ ^{がいちゅう} 個人の衣類等）	じつ び 実 費
7. 嗜好品（ ^{しこうひん} コーヒー・ ^{たばこ} 煙草など）	じつ び 実 費
8. 自販機利用代	じつ び 実 費
9. 電話代	じつ び 実 費
10. 本人希望の購入物品の業者支払い	じつ び 実 費
11. その他日常生活上必要となる諸費用	じつ び 実 費
12. 入退所時の送迎サービス	じつ び 実 費
13. 利用者の希望する多目的外出	じつ び 実 費
14. 入所者や家族の事情で行う送迎サービス（ ^{にゆうしよしゃ かぞく じじょう おこな} 職員人件費＋ ^{しょうらいさーびす} 交通費）	じつ び 実 費
15. 夏・冬の一時帰省時の送迎サービス（ ^{なつ ふゆ いちじきせいじ} 職員人件費＋ ^{しょうらいさーびす} 交通費）	じつ び 実 費
16. 利用者の希望する宿泊旅行・外出サービス（ ^{りょうしゃ きぼう しゅくはくりょこう} 同伴職員費含む）	じつ び 実 費
17. 定期健康診断以外の人間ドック、生活習慣病検査、鍼灸按摩の費用	じつ び 実 費
18. インフルエンザ等の予防接種費用	じつ び 実 費
19. 利用者の自由参加によるクラブ活動に伴う材料費及び諸経費	じつ び 実 費
20. 地域生活移行者の諸費用	じつ び 実 費
21. 入所者や家族の希望する文書コピー	まい えん 1枚10円

りようりょうきん しはらいほうほう
(5) 利用料金の支払方法

ぜんき りょうきん ひよう かげつ けいさん せいきゅう よくげつ か い か
前記(3)、(4)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月10日までに以下
ほうほう しはら かげつ み きかん さーびす かん りようりょうきん りようにつう
の方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に
もと けいさん きんがく
基づいて計算した金額になります。)

ちよくせつじむしょまどぐち	げんきんしはら
ア. 直接事務窓口での現金支払い	
かきしていこうざ	ふこ
イ. 下記指定口座への振り込み	
ほくりくぎんこうおたるしてん	ふつうよきん
北陸銀行小樽支店	普通預金 4346900
きんゆうきかんこうざ	じどうひお
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし	
りよう	きんゆうきかん
ご利用できる金融機関:	ほくりくぎんこうおたるしてん
	北陸銀行小樽支店
エ. その他「	」

りようしゃ きろく じょうほう かんり かいじ
6. 利用者の記録や情報の管理・開示について

じぎょうしゃ、かんけいほうれいもと りようしゃ きろく じょうほう てきせつ かんり りようしゃ もと おう ないよう
事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容
かいじ かいじ さい ひつよう ふくしゃ しょひよう りようしゃ ふたん
を開示します。(開示に際して必要な複写などの諸費用は、利用者の負担となります。)

こじんじょうほうほごほうもと こじんじょうほうとあつか べっしてんぶ
※ 個人情報保護法に基づき個人情報の取り扱いについては、別紙添付いたします

えつらん ふくしゃで き まどぐちぎょうむじかん
◎閲覧・複写が出来る窓口業務時間

げつようび どうようび ごぜん ごご
月曜日～土曜日 午前10:00～午後5:00まで

けんりようごお よぎゃくたいぼうし たいさく
7. 権利擁護及び虐待防止の対策

けんりようごおよ ギャクたいぼうし つぎ そち こう
権利擁護及び虐待防止のため、次の措置を講じます。

けんしゅう きかい 研修の機会	けんしゅう つう しょくいん じんけんいしき こうよう ちしき ぎじゆつ こうじょう つと 研修を通じ、職員の人権意識の高揚、知識や技術の向上に努めます。
しえん じつし 支援の実施	こべつさーびすぶろぐらむ さくせいなどてきせつ しえん じつし 個別サービスプログラムの作成等適切な支援を実施します。
たいせい かんきよう 体制・環境	しょくいん しえん なや くらう そうだんで き たいせい ととの 職員が支援にあたっての悩みや苦勞などを相談出来る体制を整えるほか、 しょくいん りようしゃ けんりようご と く かんきよう せいび こう 職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備を講じます。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付と時間

当施設における苦情やご相談は下記の担当者が受け付けます。それは口頭、面接、手紙、電話など、どのような方法でも構いません。匿名でも受付を行います。解決困難になることも予想されますことをご承知おき下さい。

受付時間は月曜日～金曜日は午前10時から午後4時まで、土曜日は午前10時から正午まで受付ます。

当施設は、苦情解決責任者である理事長がその苦情などに誠意を持って対応いたします。また、苦情の解決に社会性や客観性を保持するために第三者で構成する委員会を設置し、その第三者委員の助言や立ち会いを求めて解決に努めます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者～ 岩田 卓己・澤口 壽孝

苦情受付責任者～ 理事長 紘野 喜一郎

苦情解決第三者委員～ 福原 正二・関口 正雄・北嶋 恭子

受付先電話番号 福原 正二 0134-54-5975

関口 正雄 0134-24-4731

北嶋 恭子 0134-25-9552

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

当施設での苦情解決に不満等がある場合、次の機関へ苦情を申し出てその解決を求めることができます。

居住地の市役所・町村役場	福祉担当課
北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会)	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでる2・7 専門電話 011-204-6310
北海道 (保健福祉部)	〒060-0002 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (代表)

きんきゅうじ およ じ こ はっせい たいおう さいはつぼうしやく
9. 緊急時及び事故発生の対応と再発防止策について

きんきゅうじ およ じ こ はっせい たいおう
(1) 緊急時及び事故発生の対応について

しせつしえん ていきょうちゅう りようしゃ びょうじょう きゅうへん た きんきゅうじたい しょう ばあい ひつよう
施設支援の提供中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要

おう りんじたいおう しょう おこな すみ しゅじいおよ かぞく れんらく てきせつ しょう
に応じた臨時対応の処遇を行うとともに、速やかに主治医及び家族に連絡し適切な処置を

おこな
行います。

しえんしよくいんなど ぜんこう しょう ばあい すみ かんりしゃ ほうこく ひつよう
支援職員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告し必要に

おう かんけいきかん ほうこく
応じて関係機関にも報告します。

そんがいばいしょう
(2) 損害賠償について

りようしゃ たい しせつしえん ていきょう ばいしょう じ こ はっせい ばあい すみ
利用者に対する施設支援サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速

そんがいばいしょう おこな
やかに損害賠償を行います。

さいはつぼうしやく
(3) 再発防止策について

じ こ はっせいじ てきせつ しょう おこな じ こ はっせいじょうきょう はあく さいはつぼうし
事故発生時には適切な処置を行うとともに、事故発生状況を把握し、再発防止のため

ひつよう ぼうしやく こう
必要な防止策を講じます。

ひじょうさいがいじ たいさく
10. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだ よいちとよはまがくえんしょうぼうけいかく たいおう 別途定める「余市豊浜学園消防計画」により、対応いたします。
へいじょうじ くんれん 平常時の訓練	べつとさだ よいちとよはまがくえんしょうぼうけいかく ねん かいやかん ひるま 別途定める「余市豊浜学園消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を そうてい ひなん ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき ・自動火災報知器 あり ぼうかとびら ・防火扉 あり ゆうどうとう ・誘導灯 あり すぶりんくらーせつび ・スプリンクラー設備 あり がすも ほうちき ・ガス漏れ報知器 あり ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置 あり ※カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
しょうぼうけいかくなど 消防計画等	しょうぼうしょ とどけでび へいせい ねん がつ にち 消防署への届出日：平成 26年 12月10日 ぼうかせきにんしゃし しせつちよう あずま あき ひろ 防火責任者：施設長 東 明 弘

どう い しょ
同 意 書

へいせい ねん がつ にち
平成 30年 月 日

していしょうがいしゃしえんしせつ ていきょう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい
指定障害者支援施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を
おこな
行いました。

しせつめい よいちとよはまがくえん
施設名 余市豊浜学園

せつめいしゃ しょくめい しめい いん
説明者 職名 氏名 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していしょうがいしゃしえんしせつさーびす
1. 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設サービス
ていきょうかいし どうい
の提供開始に同意しました。

しせつ ぎょうせいきかん だいこう かん どうい
2. 施設が行政機関への代行をすることに関しても同意します。

しせつ ていきょうかいし ともな ひつようさいしやうげんど こじんじやうほう つか かん
3. 施設サービスの提供開始に伴って、必要最小限度の個人情報が使われることに関しても
どうい
同意します。

〒
りようしゃじゅうしょ
利用者住所
し めい いん
氏 名 印

〒
だいりにんじゅうしょ
代理人住所
し めい いん
氏 名 印

つづきがら
(続柄)